

事業名 多良間村自然文化継承事業 『郷土資料整理活用業務』
(令和5年度)

資料概要

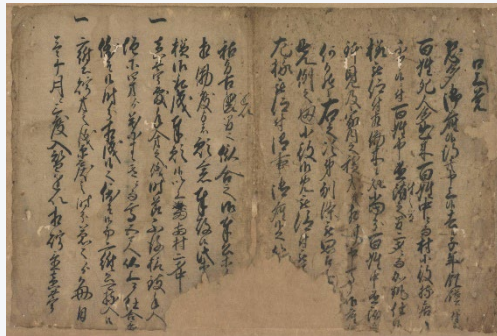


〈古文書資料〉

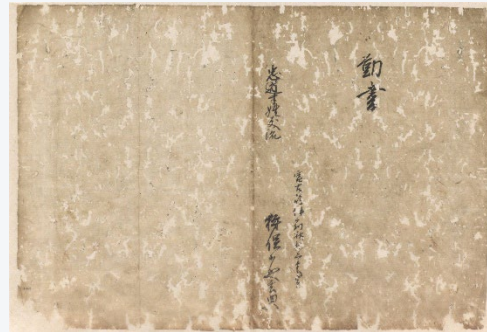
- #02-21 口上覚
- #03-08 勤書 忠導姓支流
- #03-09-1 多良間公事帳

〈家譜資料〉

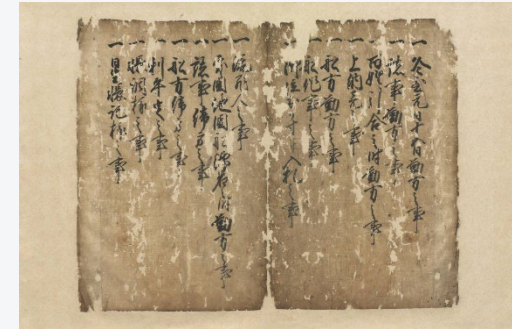
- # 03-02 土原氏系図家譜支流(村山)多良間村の家譜
- # 03-42 土原氏系図家譜仲筋村前里多良間筑登之



#02-21 口上覚



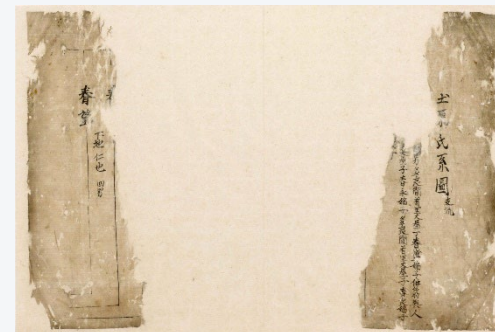
#03-08 勤書 忠導姓支流



#03-09-1 多良間公事帳

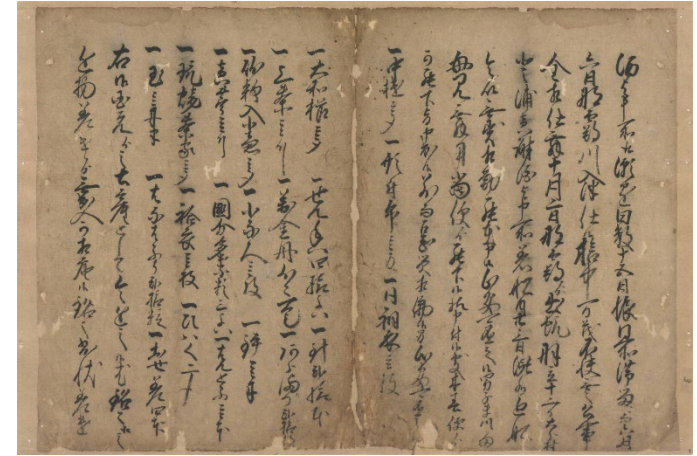
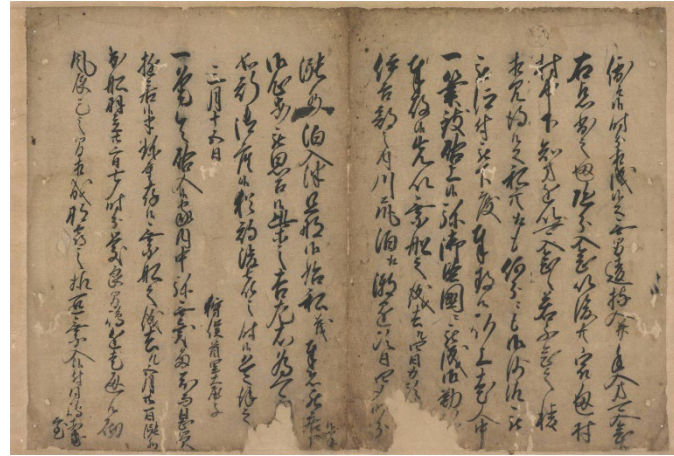
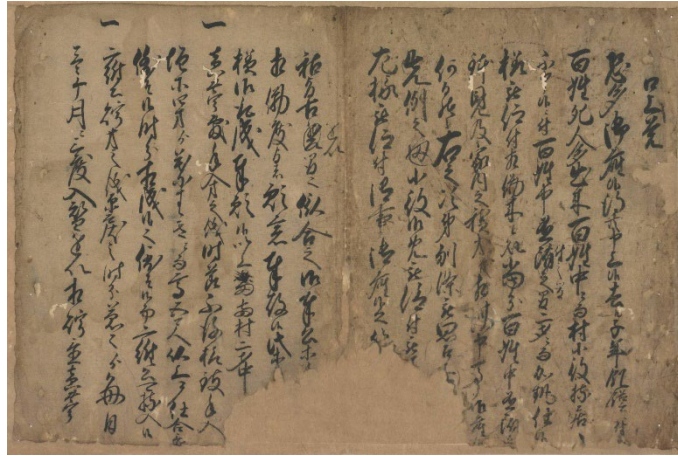


03-02 土原氏系図家譜支流(村山)多良間村の家譜



03-42 土原氏系図家譜仲筋村前里多良間筑登之

#02-21 □上覚



★本史料は、①から⑤の5つの史料によって構成されている。

①は、年代不明の「両村二才」からの役免除の申請書である。飢饉のために業務の補助役を任じられてきた若年層が、状況が落ち着いてきたために求めている。「両村」がどこの村を指すかが本史料にとって重要だが不明である。仲筋村、塩川村の可能性もある。

②は芋麻の育成と肥やし（肥料）の製造に関する「老人中」から発給された書状である。年代、地域などは不明である。

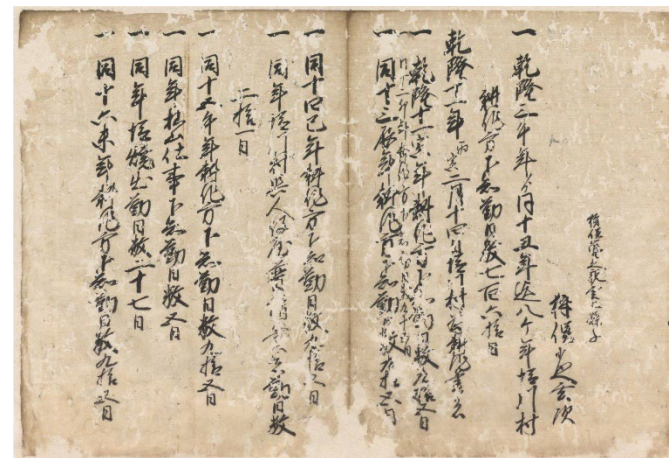
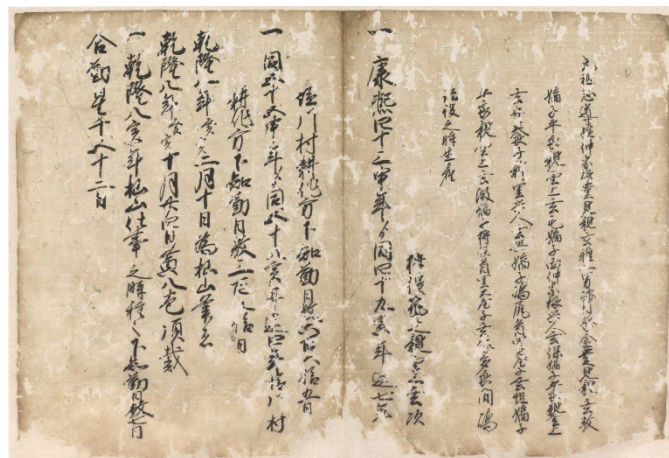
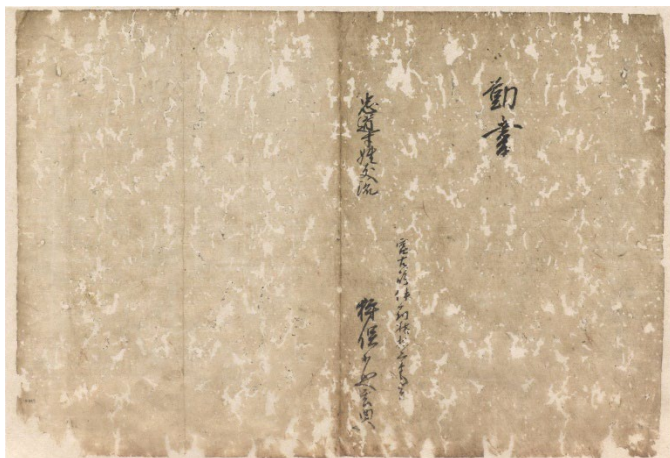
③は年代不明、3月15日付けの狩俣首里大屋子からの書状である。無事に宮古島の張水港に到着した旨を伝える内容となっている。

④も年代不明の書状である。張水港から出航し、那覇港に到着したことや公務が無事に終え、帰宅の途につき、張水港に戻ったことなどが記載される。また見舞いのための品物の一覧もある。

⑤は星の出入りに関する日程を記した史料である。星の名前と出入り日程、農期との関係などがある。



#03-08 勤書 忠導姓支流（忠導姓支流 宮古島仲筋村杣山筆者狩俣にや玄典 勤書）



★作成年代：乾隆24（1759）年己卯5月3日に、宮古島蔵元から御物奉行所に提出されたものに、その後同25（1760）年と同26年に在番大山里之子親雲上が仕次し、同27（1762）年と同28年に在番目取真親雲上が仕次、同30（1765）年に在番浜村里之子親雲上が仕次、同31（1766）年に在番渡嘉敷親雲上が仕次、同32（1767）年に在番野里親雲上が仕次したことが記されていることから、最終的な作成年は乾隆32（1767）年であると思われる。

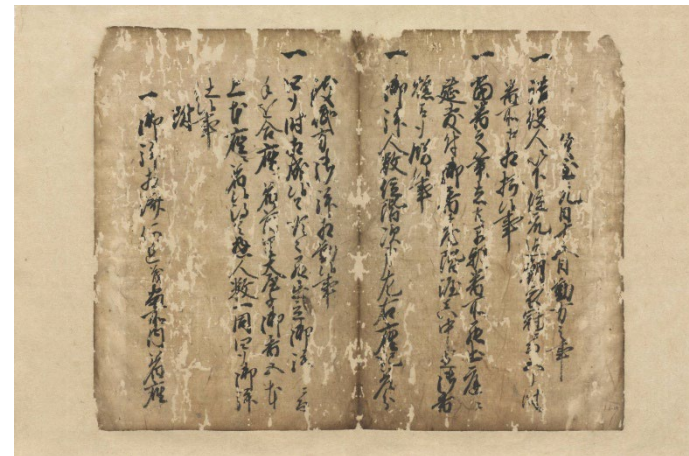
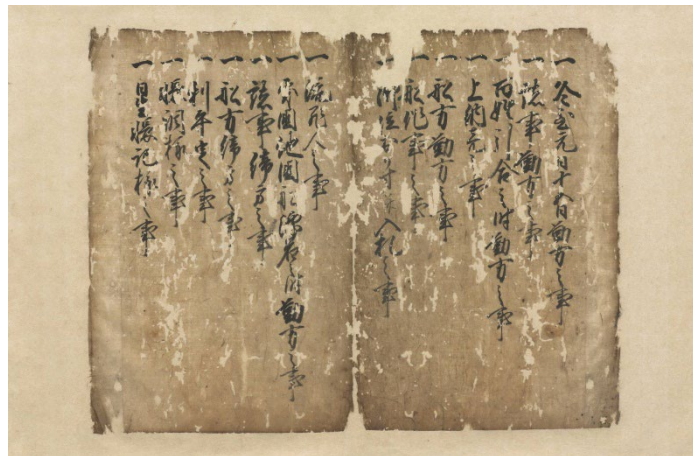
★作者：忠導姓十二代の仲筋村杣山筆者の狩俣にや玄典（玄為）である。

★資料の概要：表紙を含め18丁からなる勤書で、欠落もなく完全に揃ってはいるが、虫食いがあり、ところどころ読めないところがある。本勤書は、宮古島忠導氏狩俣首里大屋子玄縁（玄易）が多良間島詰役のときに生産した、十代狩俣筑登之親雲上玄次（玄陳）とその嫡子十一代狩俣にや玄次（玄往）の勤書を、十二代の狩俣にや玄典（玄為）が乾隆20（1755）年に受け継ぎ、乾隆24（1759）年までの5年間の勤役を追加してしたものが、同年己卯5月3日に宮古島蔵元から御物奉行所に提出され、その後同25（1760）年と同26年に在番大山里之子親雲上が仕次し、同27（1762）年と同28年に在番目取真親雲上が仕次、同30（1765）年に在番浜村里之子親雲上が仕次、同31（1766）年に在番渡嘉敷親雲上が仕次、同32（1767）年に在番野里親雲上が仕次されたものである。

これとは別に表紙の欠落した#3-7「忠導姓支流 宮古島仲筋村杣山筆者狩俣にや玄典 勤書」がある。25丁からなり、乾隆38（1773）年まで仕次されている。表紙には、狩俣にや玄典とあるが、『忠導氏系図家譜支流』（富盛家）には、玄為とある。同様に父の玄往と祖父の玄陳の名は玄次と記されており、後に祖父を玄陳、父を玄往と諡したのではないだろうか。



#03-09-1 多良間公事帳



★作成年代：乾隆33年（1768年）、与世山親方検使と関連して作成された公事帳と推定される。

★作者：不明

★史料の概要：

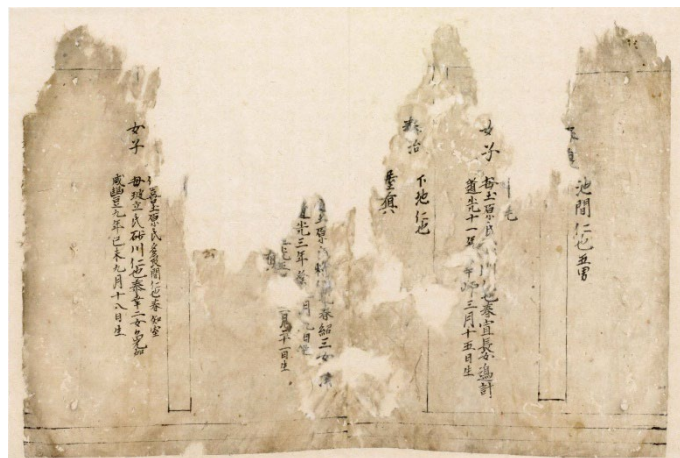
表紙・内題ともに欠。冒頭の目次は見られるものは、末尾の年代、年号も欠けてる。目次は次の通り。（／は改行の意）
 一冬至・元日・十五日勤方之事、／一諸事勤方之事、／一百姓引合之時勤方之事、／一上納穀之事、／一船方勤方之事、／
 一船作事之事、／一御位おかす并入札之事、／一流罪人之事、／一異国・他国船漂着之時勤方之事、／一諸事締方之事、／
 一船方締方之事、／一利平定之事、／一帳調様之事、／一星帳記様之事、／一定納布調様之事、／一白上布・下布長定之事、
 一水納島勤方之事、／一文・歳暮諸祝儀愁之時村々より首里大屋子以下役々送物定之事、

内容は多良間島役人（水納島役人含む）の執務規定全般を記述したものである。多良間島の島政だけでなく、異国（外国）や日本国の船籍が多良間島に漂着した際の業務規定も見られる。また、盆や歳暮に際して百姓から諸役人への贈答の物品の規定も見られる。多良間島政を知る上で貴重な史料である。

関連史料として「多良間島公事帳（抜萃）」（年代不明）が『沖縄県史料 首里王府仕置3』前近代7（1991年、沖縄県教育委員会）に収録されている。同史料には、スツウプナカやウガンプトウキの記述が見られることから、修復された『多良間島公事帳』とは異なる部分がある。両史料を突き合わせて検討する必要がある。



#03-02 土原氏系図家譜支流(村山)



★作成年代：18世紀前半－19世紀後半

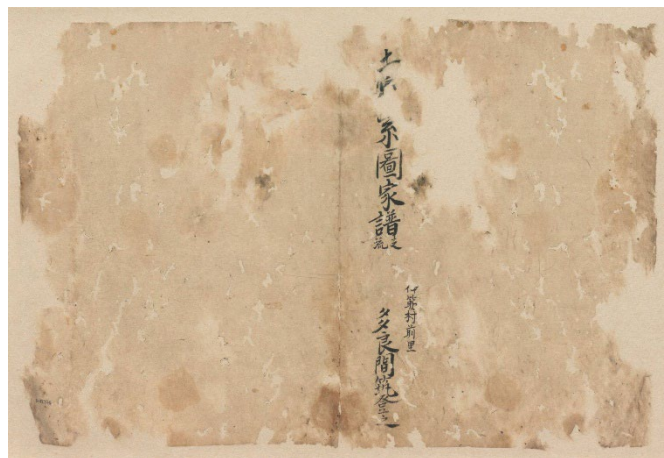
★作者：－

★『土原氏系図家譜支流（村山家）』は、土原豊見親から数えて5代目となる多良間首里大屋子春良の息子で水納目指春納を系祖として作成された家譜等の資料から構成される。内容は大きく、①土原氏系図家譜支流（村山家）、②①とはやや表記方法が異なる土原氏系図家譜支流（村山家）、③土原氏系図家譜支流（村山家）の系図（部分）、④断簡資料（1丁）、⑤土原氏系図家譜支流（村山家）の家譜（部分）、⑥および⑦は本資料の裏面（紙背）に書かれた断簡資料となる。①②④は個人の事跡を記した家譜となっており、③は家系の系統関係を記した系図となっている。もっとも多くの情報量を持つのは①であり、#1-4に内容は類似するが、#1-4で見られる人物が多数未記載となっており、系図家譜を書き継いでいく際の手控え、または記録用の系図家譜と思われる。全体にわたって押印などがなかったため、現用の家譜として利用されたわけではないと推定される。

#1-4との比較により、細かな点で記載が異なる部分があるなど、家譜をどのように組立て、引き継いでいったのかを明らかにする上で貴重な資料といえる。



#03-42 土原氏系図家譜仲筋村前里多良間筑登之



★作成年代：表紙に「仲筋村前里 多良間筑登之」とあり、多良間筑登之を名乗るのは七代の多良間筑登之春延しかいないので、春延が片髪を結った康熙42（1703）年から年月日不詳の筑登之座敷を頂戴し、死去した乾隆29（1764）年までの間であると思われる。

★作者：序文がないので詳細は不明であるが、表紙に記載された七代多良間筑登之春延の可能性が高い。

★41丁からなり、表裏の両表紙をはじめ、系図・系録とも破損もなく、欠落もなく、完全に揃っている。

本系図家譜は、土原氏豊見親春源四代塩川與人春廉を系祖とするものである。系録は四代の塩川與人春廉から始まっているが、系図は「土原氏豊見親春源四代塩川與人春廉嫡子」とあり、五代の春長から始まっている。

五代春廉は、元祖土原豊見親春源の長男、二代多良間首里大屋子春凶の長男、三代多良間首里大屋子春多の長男、四代多良間首里大屋子春良の長男であるが、家統は二代春凶の命により三男多良間首里大屋子春信が継承して、長男春多は分家となり、さらに四代春良の長男である春廉も分家となり、春廉を系祖として本「土原氏系図家譜支流」（仲松家）が編集されている。春廉の長男春長の子孫は、長男春良に長男春多と次男春喜が生まれるが、その後の子孫については不明である。仲松家の子孫は、系祖春廉の次男六代塩川仁也春完から広がっている。八代次男多良間筑登之春延の子孫で、十三代春序の次女屋真（光緒15年生まれ）までが記載されている。系祖の四代春廉は塩川與人と称しているが、與人への任職年月日の記載はない。筑登之位にある者は、本「系図家譜」の作成者と思われる七代の多良間筑登之春延だけであるが、その任職年月日の記載はない。残りの者は、ほとんどが仁也である。また、蔵元や村番所の役職に就いた者の記録はない。

